

地方公務員の地域手当について

全地方公共団体の約4割の団体において地域手当を支給しており、その支給状況は以下のとおり。

○ 地域手当の支給状況(令和7年4月1日時点)

区 分	地域手当 支給団体数	国基準との比較			区分別 団体数
		同様	上回る	下回る	
全地方公共団体	724 (40.5%)	489 (27.3%)	185 (10.3%)	52 (2.9%)	1,788
都道府県	32 (68.1%)	3 (6.4%)	4 (8.5%)	25 (53.2%)	47
指定都市	19 (95.0%)	11 (55.0%)	7 (35.0%)	1 (5.0%)	20
市町村	650 (38.3%)	452 (26.6%)	174 (10.2%)	26 (1.5%)	1,698
特別区	23 (100.0%)	23 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23

※国の支給基準を満たす支給地域であるが、実際には地域手当を支給していない団体(2団体)については、地域手当支給団体数欄から除いている。
※割合は、区分別団体数に対するものである。